

消 食 基 第 2 号  
令和 7 年 1 月 8 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂  
( 公 印 省 略 )

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが  
明らかに必要でないときについて (照会)

下記の事項については、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 11 条第  
1 項第 1 号に該当すると解してよろしいか。

記

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、食品、  
添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) に定める器具及び容器  
包装の規格基準を別紙のとおり改正すること。



## 器具及び容器包装の規格基準の改正について (安全性審査の導入及び第一種特定化学物質の取扱い)

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部を以下のとおり改正する。

### (1) 安全性審査の導入

食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 1 条に規定された材質の原材料であって、これに含まれる物質ごとに定める含有量等について、規格基準告示の別表第 1 により規定することが適当でないと認められる場合には、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされた内容のとおりとする規定を設けること。

### (2) 第一種特定化学物質の取扱い

器具又は容器包装には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質を原材料として用いてはならないとする規定を設けること。